

議案第 1 1 5 号

さいたま市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

さいたま市自転車等放置防止条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 0 5 号）の一部
を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 1 3 条関係）		別表（第 1 3 条関係）	
区 分	費 用	区 分	費 用
自転車	1 台につき <u>2, 5 0 0 円</u>	自転車	1 台につき <u>1, 0 0 0 円</u>
原動機付自転車	1 台につき <u>4, 0 0 0 円</u>	原動機付自転車	1 台につき <u>2, 0 0 0 円</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市自転車等放置防止条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に撤去した自転車等（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する原動機付自転車又は同項第 1 1 号の 2 に規定する自転車をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に撤去した自転車等については、なお従前の例による。